

委託契約書

- 1 委託業務の名称 大津終末処理場等運転管理業務
- 2 委託期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- 3 委託料 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円
- 4 委託料の請求方法
月額 処理場及びポンプ場分 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円
月額 下水道管渠分 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円

委託者大津市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に、頭書の業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、要求水準書の目的を達するため、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、別添委託契約書特記事項、要求水準書、乙の業務提案書及び契約締結前の事前協議書に基づいて委託業務を実施するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、頭書の委託期間のとおりとする。

（検査）

第3条 乙は、当該月に係る委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して書面により当該月に係る委託業務の完了したことを報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該月に係る委託業務完了の確認のための検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、速やかに当該月に係る頭書の委託料（以下「委託料」という。）の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（費用の負担）

第5条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、全て乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (2) この契約を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）、又は前号に定めるもののほかこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。
- (4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第7条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第7条の3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第7条第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（損害賠償責任）

第8条 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定め

る義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第8条の2 乙は、この契約に関し、第7条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第10条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

大津市御陵町3番1号

委託者 甲

大津市

大津市公営企業管理者

南堀 弘

受託者 乙

別添 委託契約書特記事項

(総則)

第1条 本特記事項は、大津終末処理場等運転管理業務（以下「業務」という。）の契約に関して、補足事項を定めるものである。また、本特記事項において、甲乙とは契約書に定める甲乙とする。

(「不当介入に関する通報制度」の徹底)

第2条 乙は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 乙は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、報告するものとする。また、乙は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）がある場合は、その者に対して、十分に指導を行うものとする。

3 乙は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、甲と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第3条 乙は、この契約による業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記第2号「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(業務継続の方法等)

第4条 高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時に対応するため、別記第3号「高病原性新型インフルエンザ等流行時の委託業務特記事項」を守らなければならない。

(一括再委託の禁止)

第5条 乙は、業務の一部又は全部を一括して再委託してはならない。

2 乙は、業務の一部を再委託しようとする時は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

3 前項の書面には、再委託先の所在地及び名称、その者の業務内容、再委託する理由、その他甲の指定する事項を記さなければならない。

(業務期間等)

第6条 業務期間は、契約締結日から令和14年3月31日までとする。

2 契約締結日から令和9年3月31日までは、引継及び準備期間とする。なお、この期間中に係る甲から乙に支払う委託料は発生しない。

3 令和9年4月1日から令和14年3月31日までは、委託期間とする。

4 令和9年4月1日の委託期間の開始からは、1日あたりの業務時間は24時間とする。

(業務の提案)

第7条 乙は、委託期間中に、要求水準書で定める以外の効率的・効果的な業務の方法等がある場合は、甲に提案することができる。

2 乙が前項の提案を実施しようとするときは、その内容等について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。提案の内容等を変更する場合も同様とする。

3 第1項の提案を実施することにより得られる受益は、乙のものとできる。この場合、甲及び第三者の不利益になることがあってはならない。

4 甲は、乙が行う第1項の提案について、施設等に障害が生ずるおそれがあると認めるときは、乙にその実施の取消しを命じることができる。この場合、乙は、前項の受益の権利を放棄し、直ちに業務を従前に復帰しなければならない。

(完成図書類の閲覧)

第8条 乙は、業務に必要な範囲で、完成図書類の閲覧をすることができる。

2 完成図書類の業務履行場所以外への持出しを禁止する。

(貸与品等)

第9条 甲は、終末処理場等に保有する工具、安全対策器具、理化学器具などの物品等（業務期間開始時に残存する備品、消耗品、薬品。以下「貸与品等」という。）の全部又は一部を、業務に必要な範囲で、業務期間中乙に貸与する。

2 乙は、貸与品等の貸与を受けたときは、速やかに貸与品等の種類、数量等を明記した貸与品等借用願を甲に提出しなければならない。

3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、この契約が業務期間満了により終了した場合、契約解除された場合その他甲が必要と認める場合、直ちに貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に代品を納め、原状に復して返還し、損害を賠償しなければならない。

(施設の使用)

第10条 乙は、業務に必要な事務室、休憩室、便所、湯沸室、浴室、工作室、車両保管場所等は、甲の許可を受けて業務期間中無償で利用できるものとする。

2 乙は、施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 業務に必要な電力、水道、ガス及び甲の指定する通信に係る費用は、甲が負担するが、節約に努めなければならない。

4 乙は、乙の責めに帰する事由により施設を汚損等させた場合は、乙の責任において原状に復さなければならない。

(所有権)

第11条 乙がこの契約を終え、引続く同種の甲との契約がないとき、乙が業務のために購入及び作成したものは、原則、甲に所有権が移るものとする。ただし、減価償却期間を満了していない乙の資産、乙が独自に開発したソフトウェア等で第三者の手に渡る場合に著しく乙の利益を損なうもの、甲が不要なもの等、甲乙協議の上甲が指定したものを乙は引き上げるものとする。

(賠償責任)

第12条 乙の故意又は過失による機器等の破損、故障、事故等は、乙の責任において速やかに補修等の措置を行い、原状回復しなければならない。

2 甲又は第三者に損害が発生した場合、乙は、損害賠償請求に応じて当該損害賠償の支払をしなければならない。ただし、乙の責によらない場合はこの限りではない。

(減額要領)

第13条 乙の故意又は過失により、次の各号に掲げる事象が生じたときは、「委託料の日割額」に「当該事象の継続日数」を乗じた額を委託料から減額する。乙は、委託料の支払請求に当たり、当該減額分を差し引いた金額で請求するものとする。なお、「委託料の日割額」を算定する際に用いる日数は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの日数とする。

(1) 下水道法施行令第12条に規定する水質試験の結果、放流水の水質が要求水準を超える。

(2) 法令及びそれに基づく条例の規定に違反する。

(3) 次条の是正勧告に対して、正当な理由なく是正されない。

(是正勧告)

第14条 乙に是正すべき点がある場合は、甲は乙に対し、是正するよう文書で通告する。

2 乙は前項の通告を受けたときは、甲の定める日までに、是正の方法、期日等を記した計画書を提出し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は前項の計画書に基づき是正を実施し、期日までに甲に是正完了の確認を受けなければならない。

(要求水準逸脱時の報告)

第15条 乙は、要求水準を逸脱した場合、又はそのおそれのある場合、直ちに甲に報告しなければならない。

(リスク管理及び保険)

第16条 リスクの分担は、次表に基づきその程度や具体的内容について甲乙協議のうえ決定するものとする。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			甲	乙
共通	法令等の変更リスク	本業務に直接関係する法令の変更	○	
		上記以外の法令変更		○
	第三者賠償リスク	乙の行う業務に起因する事故、乙の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		乙の業務範囲において、運営段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外の場合	○	
	住民問題リスク	乙の責による場合		○
		上記以外の場合(下水道事業の実施における住民運動・住民訴訟等)	○	
	事故の発生リスク	乙の責めによる労災事故、設備の破損・損壊		○
		上記以外の事故等による場合	○	
	環境保全リスク	乙の責による環境への影響		○
		上記以外の大気汚染、公共用水域の汚染等による環境への影響(異常増水による浸水、簡易放流等)	○	
	契約に関するリスク	甲の責による場合(安全対策違反、支払滞納等)	○	

		乙の責による場合(法令違反、破綻、放棄等)		○
	税制変動リスク	一般的な税制変更によるもの		○
		消費税の変更	○	
	物価・金利変動リスク	事業期間のインフレ・デフレ	○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等による設計変更・中止・延期	○	

運 転 維 持 管 理	計画変更リスク	事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水が原因かやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増減	○	
	経費上昇リスク	乙の責めによる要因で増大する経費		○
		上記以外の場合	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、乙が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		甲の責めにより施設が損傷した場合	○	
		上記以外の場合(甲乙協議とする)	○	○
	突発修繕費の増大	乙の責めによる修繕費の増大		○
		上記以外の場合	○	

2 乙は業務の引継ぎを開始する前日までに、乙が業務の中で他人の生命、身体を害し、又は財物を損壊した場合に備え、次に掲げるてん補限度額を補償する賠償責任保険に加入しなければならない。なお、当該保険の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までを含む期間とする。

(1) 対人：1億円以上/1名又は1事故

(2) 対物：1億円以上/1事故

3 乙は、前項の規定により賠償責任保険に加入したときは、その保険の保証書又は証書の写しを甲に提出しなければならない。

4 甲は、自らの負担で建物総合損害共済及び下水道賠償責任保険に加入するものとする。

(変動費における精算)

第17条 甲が乙に支払う委託料は、固定費及び変動費から構成されるが、変動費については、委託期間最終年度に別記第4号「変動費の精算要領」に基づき精算処理を行うものとする。固定費とは、本件施設における不確定要素（処理水量の変動、機器の故障、外的要因によるもの）の増減にかかわらず変動しない費用をいい、変動費とは、不確定要素の増減に応じて増減する費用をいう。なお、管渠維持管理業務にこの条は適用しない。

(賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更)

第18条 甲又は乙は、委託期間内で契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、委託期間の残期間が2か月以上ある場合でなければ、これを行うことができない。

3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があったとき、変動前残期間委託料と変動後残期間委託料との差額が変動前残期間委託料の1000分の10を超える場合は、委託料の変更に応じなければならない。

4 委託料の変更額は、変動前残期間委託料と変動後残期間委託料との差額から、変動前残期間委託料の1000分の10を減じた額とする。

5 変動前残期間委託料及び変動後残期間委託料は、請求月の1日を基準日とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場

合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

- 6 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 7 予期することのできない特別の事情により、委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。
- 8 前項の場合において、委託料の変更額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 9 委託料の変更契約は、甲乙協議が整い次第速やかに行うものとする。ただし、補正予算等が必要となった場合の変更契約は、補正予算の議決後となるため、その時期についても甲乙協議により定めるものとする。

滋賀県 警察署長 様
大津市公営企業管理者 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県	警察署 課
受託者	所在地	(本社)	電話 () F A X ()	— —
		(現場事務所)	電話 () F A X ()	— —
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者等	(通報者の職・氏名)	電話 ()	—
		(対応者) 所属会社名	電話 ()	—
		氏 名		
	役 職			
不当介入 の行為者	住 所	電話 () F A X ()	— —	
	所 属			
	役 職			
	氏 名			
発生 日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 () F A X ()	— —	
業務件名				
不当介入 の内容・ 被害の状 況				
警察への 通報の状 況	(警察への通報)	有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署	課
	(通 報 日 時)	令和 年 月 日 時 分頃		

- 注 1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受託者（元請負人）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

高病原性新型インフルエンザ等流行時の委託業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、甲が国の「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成25年6月26日策定）」（以下「ガイドライン」という。）において国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者とされ、高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時において、サプライチェーン（事業継続に必要な一連の取引業者）の確保を行わなければならないことを認識し、この契約による業務を実施しなければならない。

(弾力的な対応)

第2 乙は、高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時を想定して業務体制をとることが前提であるが、実際に発生する新型インフルエンザ等のウィルスの特徴によって弾力的な対応が必要と考えられる場合は、国が示す対応方針等を踏まえて、甲は、この特記事項にかかわらず対策等を変更することがある。なお、乙は、毒性が明らかになるまでは、高病原性新型インフルエンザとして対応しなければならない。

(事業継続計画の策定)

第3 乙は、ガイドラインに従い事業継続計画又はそれに準ずるものを速やかに策定すること。その際、当該業務を「継続する重要業務」と位置づけなければならない。なお、乙において、既に事業継続計画が策定済みである場合にあっては、当該業務が「継続する重要業務」と位置づけられていることを確認し、位置づけられていないときは、直ちに是正しなければならない。

(事業継続計画の開示)

第4 甲の要請があれば、乙は、事業継続計画を開示しなければならない。なお、乙の開示により、甲が是正する必要があると認めた場合は、甲の指示に従い乙は速やかに是正しなければならない。

(人員の確保)

第5 乙は、業務を支障なく行うために必要な職務に精通し、かつ、ガイドラインに規定されている欠勤率（40パーセント）を考慮した人員を必要数確保しなければならない。なお、当該業務については、必要数を甲乙協議により定めるものとし、原則としてこれらの人員は、甲からの連絡要請を受けてから甲乙協議により定める時間以内に業務場所に参加できなければならない。

また、やむを得ない事情により人員の確保ができない場合は、クロストレーニング（従業員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出た場合の代替要員とする。）を行い人員の確保に努めなければならない。

(連絡体制の確立)

第6 乙は、緊急時の連絡先について欠勤者を考慮に入れ、少なくとも第4順位者までを局に事前に届け出なければならない。

(従業員の健康状態の確認)

第7 乙は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

(局の執務室等を訪れる際の措置)

第8 乙は、甲の執務室及びその他甲の指定する場所（以下、「甲の執務室等」という。）を訪れる際には、事前に受託者の事務所等にて手洗い、手指の消毒を行い、マスク及びゴム手袋の個人防護具を装着したうえで乙の事務所等を出発し、甲の執務室等に入室する前に、予め甲の定める場所で装着してきた個人防護具を脱着し、所定のゴミ箱に破棄し、手洗い、手指の消毒、うがいを

行い、用意されたマスク（必要によりゴム手袋）を装着しなければならない。

（調査）

第 9 甲は、乙が当該業務を行うに当たり、策定された事業継続計画の実施状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第 10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

変動費の精算要領

1 委託料の構成

(1) 甲が乙に支払う委託料は、固定費と変動費により構成される。

$$〔委託料〕 = 〔固定費〕 + 〔変動費〕$$

(2) 前号の変動費は、下記に掲げるものを対象とする。

ア 工業薬品費（水質分析用薬品を除く。）

イ 修繕費

2 共通の考え方

(1) 精算書の作成単位は1年とし、委託期間最終年度に5年分の精算書を1つに統合するものとする。

(2) 精算は、委託期間最終年度に行うものとする。

(3) 精算書は、乙が作成し、都度、甲の確認を受けて承認を得なければならない。

(4) 精算書は、契約締結前に乙が提出した提案見積書の内訳項目（以下「内訳書」という。）を基に作成する。ただし、委託期間中に契約特記事項第18条による委託料の変更があった場合は変更後のものを基準として作成する。

(5) 乙の虚偽申告や過大請求等の不正行為が判明した場合には、乙の契約履行義務をそのままに、委託料の全部又は一部の返還、不正内容の公表、刑事告訴等の処分が科される場合がある。

3 工業薬品の精算方法

(1) 1系水処理棟で使用する工業薬品類（次亜塩素酸ソーダ、ポリ塩化アルミニウム、クエン酸、メタノール）および大石中継ポンプ場で使用する工業薬品類（ポリ硫酸第二鉄）

ア 以下の数式により算出した精算額を基に甲乙協議し決定する。

$$〔精算額〕 = （〔実績使用量〕 - 〔内訳書に記載の使用量〕） \times 〔薬品単価〕$$

イ 〔実績使用量〕については、年報等により乙から報告を受けた使用量とする。

ウ 上記精算は、各薬品について計算を行う。

(2) その他の工業薬品類

ア 以下の数式により算出した精算額を基に甲乙協議し決定する。なお、「各対象」とは同号イに掲げる各施設に係る流入水量を指す。

（ア）〔各対象における年間流入水量〕 $\geq$ 〔見込年間流入水量〕 の場合

$$〔精算額〕 = （〔各対象における年間流入水量〕 / 〔見込年間流入水量〕 - 1） \times 〔薬品費合計額〕$$

（イ）〔各対象における年間流入水量〕 < 〔見込年間流入水量〕 の場合

$$〔精算額〕 = （1 - 〔各対象における年間流入水量〕 / 〔見込年間流入水量〕） \times 〔薬品費合計額〕$$

イ [薬品費合計額] は、下記（ア）および（イ）に示す薬品類の各合計金額とする。

（ア）高速凝集沈殿処理棟で使用する工業薬品類（次亜塩素酸ソーダ、苛性ソーダ、高分子凝集剤、ポリ塩化アルミニウム、マイクロサンド）

（イ）（１）号および上記（ア）以外の施設で使用する工業薬品類（硫酸バンド、次亜塩素酸ソーダ、苛性ソーダ、消臭剤、高分子凝集剤）

ウ 見込年間流入水量は、各対象における見込流入水量とする。水量は下記に掲げるものを基準とする。

（ア）前号（ア）に係る見込年間流入水量（高速凝集沈殿処理の処理水量）

： 328,000[m³/年]

（イ）前号（イ）に係る見込年間流入水量（総流入水量）

： 18,987,000[m³/年]

4 修繕費の精算方法

（１）以下の数式により算出した精算額を基に甲乙協議し決定する。

[精算額] = [年間修繕費] - [内訳書に記載の年間修繕費の合計]

（２）乙は、外注する場合は、原則として、「仕様確定、見積、契約、完了報告、検収、支払」の手順によって処理を行わなければならない。

（３）乙は、[修繕業務に関する書類]を整備し、甲へ報告すること。甲の承認を受けた件のみが精算の対象となる。[修繕業務に関する書類]は、次表に掲げるものを標準とする。

分 類	書 類
乙の直営による修繕	①「整理番号」、「件名」及び「完了日」を記した表紙 ②修繕前・後、作業時の写真 ③材料費の支払額を証する書類
外注による修繕	①「整理番号」、「件名」及び「完了日」を記した表紙 ②検収、修繕前・後、作業時の写真 ③外注先への支払額を証する書類 ④「見積書」、「発注書（控）及び注文書」又は「契約書」 ⑤発注仕様を記した書類

（４）乙は、前号にて報告した[修繕業務に関する書類]を保存し、精算時に修繕費の集計表を作成する。

（５）このほか修繕費の根拠となる書類等の整備、および精算書の作成方法等については、契約締結前の事前協議により決定する。

5 その他

（１）原則として、上記以外のものは精算の対象としないが、甲乙協議の結果、精算対象と認められるものについては、次号に基づいた精算を行う。

（２）第３項および第４項のいずれかに準拠できないか検討すること。その結果、他の方法によることが客観的に見てふさわしいと認められる場合、他の方法によること。ただし、乙は、当該検討の結果に関し、説明責任を負うものとする。